



全私保連ニュース

《平成30年度 10号 1月30日発行》

子ども・子育て会議 (第 41 回)の開催について

議題：「子ども・子育て支援新制度に関する予算案について」
「幼児教育の無償化について」
「基本指針の改正方針案について」

日時：1月28日(月) 10:00~12:00 於：中央合同庁舎 4号館 12階 共用1208 特別会議室

【議事概要】

第 41 回子ども・子育て会議は、平成 31 年度政府予算案について、子ども・子育て新支援制度に関する部分を、内閣府、厚生労働省、文部科学省の各府省から説明を受けました。また平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意による「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」についての説明、そして厚生労働省が平成 30 年 7 月に行われた「保育所等の運営実態に関する調査」について、調査結果の速報が示されました。全私保連から塚本秀一常務理事が委員として出席し、無償化にあたり保育現場が混乱しないように保育者が保護者に正しく説明できるよう早急な対策を講、2019 年度の経営実態調査の実施にあたり現場の財務状況が正しく把握される調査票等の意見を述べました。

【配布資料】

- 資料 1-1 平成 31 年度における子ども・子育て支援新制度に関する予算案の状況について
- 資料 1-2 平成 31 年度当初予算(案)及び平成 30 年度補正予算(案)における公定価格の対応について
- 資料 2 平成 31 年度子ども・子育て支援に係る税制改正について
- 資料 3 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要
- 資料 4 基本指針の改正方針案について
- 資料 5 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について
- 資料 6-1 新制度施行後 5 年の経過措置に係る事項の対応について
- 資料 6-2 新制度施行後 5 年の経過措置に係る事項の対応について(参考資料)
- 資料 7 2019 年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について(案)
- 資料 8 保育所等の運営実態に関する調査結果<速報>
- 参考資料 1-1 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針
- 参考資料 1-2 幼児教育の無償化に関する協議の場の開催について
- 参考資料 2 平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針
- 参考資料 3 企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会について
- 参考資料 4 平成 30 年(2018 年)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

【塚本委員発言要旨】

公定価格に「栄養管理加算の拡充」「チーム保育推進加算の要件緩和」を盛り込んでくださいましたことにお礼を申し上げます。このことにより、全国の保育現場でより一層、食育が推進されるものと期待しております。

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要につきましては、「幼児教育の負担軽減を図る少子化対策」「生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性」が具現化されるよう

に、さらなるご配慮をお願いします。無償化の実施により、待機児童の増大や子どもの保育時間の長時間化などが懸念されます。今回の無償化が少子化の歯止めとなり、子どもたちの健やかな育ちに寄与するものでなければなりません。

無償化の開始年齢、認可外保育施設や預かり保育の取扱い、新たな給食費の負担など、結果的に大変複雑な制度となってしまいました。保護者に無償化の概要をご理解いただくための分かりやすいチラシの作成等を含め、現場が混乱しないよう改めて早急な対策をお願いいたします。実際に保護者の疑問にお応えするのは保育現場の保育者です。すべての施設において、保育者が保護者に正しく説明できるように、国及び地方自治体の丁寧な対応をよろしくをお願いします。

2019年度の経営実態調査の実施にあたりましては、事業活動計算書のみならず、資金収支計算書や貸借対照表の会計状況も含め、現場の財務状況を正しく把握していただける調査票の作成をよろしくをお願いします。

【各委員から出された意見の主な発言の概要】

- 厚生労働省「保育所等の運営実態に関する調査について〈調査結果速報〉」における土曜日保育の実施状況に関して、保育士の働き方改革は土曜日保育の集約化が本丸であると読み解くことができる。共同保育の推進などを図るべきである。企業主導型保育について稼働率が低いとの結果が示されているが、そもそも待機児童のいない地域にも設置されていることが全体の稼働率に影響しているのではないかと。ニーズについて充分考慮すべきである。同時に、企業主導型保育や小規模保育における事業譲渡の仕組みを整備していく必要がある。少子化の流れを考えれば認可保育所にとっても他人事ではない。また、2019年度経営実態調査について、事業者は自治体に対して会計等のデータをすでに提出している。事務負担軽減のためにそれらデータを使用することはできないのか。
- 幼児教育アドバイザーは要件等を明示すべきである。業務も名称も各自治体でまちまちのようである。自称を防ぐためにも、国で一定の位置づけを示す必要がある。専門性のある人材を常勤として雇用できる仕組みとすべきである。
- 前回の経営実態調査では、各種法人における会計基準の違いが課題となった。公的会計を整理することは容易でないが、問題提起は必要である。関連して、収支差率は唯一絶対の指標ではない。各事業の詳細な実態を把握してパフォーマンスを比較するべきである。
- 幼児教育・保育の無償化対象となる「幼稚園の預かり保育」について、預かり保育の定義を明確に示すべきである。無償化に伴いチーム保育推進加算が拡充されるとあるが、チーム保育推進加算は保育所独自の加算である。幼保連携型認定こども園は加算対象とならないのか。また、3号認定子どもの食材料費については現行保育料の中に含まれているが保護者負担との理解でよいのか。その他、前数回の子ども・子育て会議では「公定価格について」として食材料費の取り扱いのみが議論されてきた。本会議における「公定価格」の位置づけとはどのようなものなのか。
- 保育必要時間の認定など、各自治体によって理解度に差があるように思う。土曜日の11時間開所や給食提供などは、事業者にしてみれば保護者のニーズに答え当然行ってきたところもあるが、週40時間労働との調整は難しい。経営実態調査だけでは見ることのできない実情の部分を精査していただきたい。公定価格見直しと言われるが、保育士確保が困難な現状なども参考にして、課題をどのようにクリアしていくのか。調査結果の

詳細を検討する必要がある。

- ・チーム保育推進加算の要件緩和は、長く働ける環境にある施設への加算と考えると処遇改善等の主旨と逆行するのではないか。幼児教育・保育の無償化は入所待ち児童には恩恵がない。やはり待機児童の解消を優先すべきと考える。処遇改善等加算の取得率が示されているが、ⅠとⅡで差があるのはなぜか。3才児配置改善加算は取得率がおよそ87%であるが、100%に向けた取得推進の取り組みが必要である。
- ・幼稚園教諭免許状・保育士資格取得に係る連携事業について、平成30年度においても未だ9660人が幼稚園教諭免許・保育士資格の片方しか所持していない状況である。課題解決に向けた取り組みを事業者団体としても進めていきたい。教員免許状更新講習も団体として実施したいと考えている。制度の整備をお願いしたい。
- ・経営実態調査は重要である。保育士の処遇改善による現場の生産性向上に期待している。子ども・子育て拠出金の拠出率が引き上げとなるが、運用規律の徹底を図っていただきたい。

[内閣府]

- ・企業主導型保育の稼働率については、生活に車が必要な地域に隣接しているなど、必ずしも待機児童のいる地域のみでのニーズだけではない部分もあるが、ご指摘を受け止めたい。経営実態調査への自治体データ使用については、公開していない法人もあることや調査が必要な部分と整合していない場合もあり難しい。できるだけ事務負担の軽減に努めたい。処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの運用改善については検討しているところである。前数回の本会議における公定価格の議論は、幼児教育・保育の無償化に関連して議題とされたものである。チーム保育推進加算については、食育の重要性に鑑みて拡充されるものである。3号認定の食材料費については、今回変更箇所はない。経営実態調査については、損益計算だけでなくその他の要件も参考に分析していく。加算取得率が低い項目については理由を分析していきたい。

[文部科学省]

- ・幼児教育アドバイザーについては好事例を収集しているところであり、事例を通して質確保に努めていきたい。幼稚園教諭免許状更新講習については、先の中央教育審議会で事業者団体も開設できるよう了承された。今後法改正を行っていく。

[厚生労働省]

- ・チーム保育推進加算について、保育士の就業年数を伸ばしていく取り組みは重要と考えている。現在は平均就業年数7～11年の施設が多い。加算要件が12年になることで加算を取得しやすくなる。人員配置改善が負担軽減となり、就労継続にもつながることに期待している。

☆ 下記の内閣府サイトより今回会議の資料入手及び動画の視聴ができます（配信までに日数を要する場合があります）。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

* 全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp